

個人番号カードの交付が始まります

●問合せ先 市民課市民係 ☎72-2111内線414

11月中旬から、マイナンバーをお知らせする通知カードを全世帯へ発送しました。通知カードには個人番号カードの交付申請書が同封されています。個人番号カードは通知カードと違い、**希望者のみ**の交付です。個人番号カードの交付を希望する人は次の手順で申請してください。

◆個人番号カードの交付手順

- ①顔写真(縦4.5センチ×横3.5センチ)を準備する
- ②通知カードに同封されている申請書(必須項目を記入)に顔写真を貼り付け、同封の返信用封筒で送付する
- ③市役所から交付準備完了の通知が届く
※転送不要郵便で送付しますので、転送届を出している場合は届きません
- ④本人確認書類など必要な書類を持参し、市民課に受け取りに行く

初回交付手数料は
無料です！



随時申請
できるよ！

※個人番号カード申請書に有効期限はありません

※申請書に印刷されている氏名、住所などに変更がある場合は、その申請書は使用できません。市民課で再発行します

※郵送での申請の他にスマートフォンやパソコンなどからも申請できます。詳細は、通知カードに同封の案内パンフレットまたは地方公共団体情報システム機構ホームページ「個人番号カード総合サイト」をご覧ください

個人番号カード総合サイト

検索



- 制度開始に伴い、申請が多いことが見込まれており、お渡しまで日数がかかることが予想されます。個人番号カードを利用する予定の人は、余裕をもって申請してください。
- 個人番号カードと住民基本台帳カードを同時に持つことはできません。現在、住民基本台帳カードを持っている人は、個人番号カードの受け取りの際に返納してください。

通知カードを受け取っていない方へ

- 通知カードを11月中旬から全世帯へ発送しましたが、一部、不在などでお届けできなかった通知カードを市役所で保管しています。
- 通知カードを受け取る、受け取らないに関わらずマイナンバーは既に皆さん一人ひとりに付番されています。今後さまざまな手続きが必要になりますので、まだ通知カードを受け取っていない人は運転免許証・健康保険証などの本人確認書類を持参のうえ、市民課までお越しください。
- お届けできなかった通知カードは市役所で3か月ほど保管した後、廃棄します。廃棄された後に通知カードが必要になった場合は、再発行(手数料500円)となりますのでご注意ください。

◆マイナンバー総合フリーダイヤルが開設されました

通話料無料 ☎0120-95-0178

- 「通知カード」「個人番号カード」に関すること、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。
 - 音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。
- 【受付時間】 平日 午前9時30分～午後10時
土日祝日 午前9時30分～午後5時30分
(12月29日～1月3日を除く)



マイナちゃん